



ほこみちにおける 歩行者利便増進施設等の 道路占用事例集

国土交通省 道路局

※本資料は、各地方公共団体及び地方整備局より
提供のあった情報を取りまとめたもの



目次

- | | |
|---------------------|-----|
| 1. はじめに | p.1 |
| 2. 歩行者利便増進施設等の種類 | p.2 |
| 3. アート作品等の設置に関する考え方 | p.3 |
| 4. 事例の紹介 | p.4 |

○背景

令和2年、道路法等の一部改正により、賑わいのある道路空間を構築するための道路の指定制度として「歩行者利便増進道路制度」が創設されました。ほこみちは、「地域を豊かにする歩行者中心の道路空間の構築」を目指すものであり、車線を減らして歩道を広げるなどして、歩道等の中に(通行空間とは別に)歩行者の滞留・賑わい空間を定めることができます。

歩行者の利便の増進に資する施設として位置付けられる「歩行者利便増進施設等」は、道路法施行令第16条の3で、設けられる施設の種類等が決められています。一方、道路法施行令第16条の3に明記されていないものの道路占用が認められ得る物件があり、各地域のほこみち路線では、地域個別のニーズを踏まえ、工夫ある発想に基づき、さまざまな工夫のもとで占用がなされています。

地域ニーズを踏まえた歩行者利便増進施設等の設置を検討するうえでは、参考となる情報の公開が、取組を進めるにあたっての課題となっています。

※ほこみち制度に関する全体概要や施設種類以外の道路占用の取扱い(設置の要件、占用の場所の基準、構造の基準、占用主体の基準)等の詳細については、別紙「歩行者利便増進道路(ほこみち)制度の詳細説明」をご覧ください。
(<https://www.mlit.go.jp/road/hokomichi/pdf/detail.pdf>)

○目的

そこで、本事例集は、地方公共団体の道路管理担当やまちづくり担当の職員などの行政関係者をはじめ、地域のまちづくり団体や沿道の事業者などの民間の方など、ほこみちの利活用を進め、地域の道路空間をより良くしたいさまざまな関係者の皆さまが、「歩行者利便増進施設等の設置」について検討する際に参考となるよう作成したものです。

なお、特に占用許可に関わる方々においては、こちらの事例をひとつの参考として、地域の賑わい増進に寄与する道路空間の創出について、地域の方々と共に考えるきっかけとしてご活用ください。

2. 歩行者利便増進施設等の種類



歩行者利便増進施設等は、設けられる施設の種類が決められています。（道路法施行令第16条の3関係）

※ほこみち制度に関する全体概要や施設種類以外の道路占用の取扱い(設置の要件、占有の場所の基準、構造の基準、占有主体の基準)等の詳細については、別紙「歩行者利便増進道路(ほこみち)制度の詳細説明」をご覧ください。

(<https://www.mlit.go.jp/road/hokomichi/pdf/detail.pdf>)

○歩行者利便増進施設等として認められる物件

- 歩行者利便増進施設等は、**歩行者の利便の増進に資する**施設として定める以下のものです。
 - ア. 広告塔、看板
 - イ. ベンチ、街灯
 - ウ. 標識、旗ざお、幕、アーチ
 - エ. 食事施設、購買施設
 - オ. レンタサイクル用の自転車駐車器具
 - カ. 集会、展示会等、催しのために設けられるもの
 - ・ 広告塔、露店、商品置場、看板、旗ざお、幕、アーチ



看板(デジタルサイネージ)(新宿区)



看板(三宮中央通り・神戸市)



ベンチ(神戸市)

○歩行者利便増進施設等として認められる物件

歩行者利便増進施設等として認められる物件の例	道路法施行令第16条の3
・ 広告塔 ・ ベンチ ・ 街灯 ・ 電飾、提灯、ランプ ・ フラワーポット ・ 音響機材（スピーカーなど）	第1号、第2号 第6号イ
・ 看板 ・ 標識・旗ざお ・ 幕・アーチ	第1号、第3号 第6号ハ
・ 食事施設・購買施設 （テーブルや椅子、テントやパラソル、フェンスなどを含む。）	第4号
・ レンタサイクル用の自転車駐車器具	第5号
イベントのために設けられる ・ 露店 ・ 商品置場 ・ ステージ、やぐら、観客席 （テーブルや椅子、テントやパラソル、フェンスなどを含む。）	第6号ロ



食事施設(すわろうテラス・札幌市)



自転車駐輪器具(新潟市)

※**青字**は、施行令に明記されていないが、道路占用が認められ得る物件の例。

※施行令第16条の3第1号から第5号までに規定されているものは、第6号に規定されていなくても、イベントのために設けることは可能。2

○基本的な考え方

歩行者利便増進道路（ほこみち）制度では、オープンカフェやベンチ、情報提供施設などに加えて、まちなかの魅力向上や回遊促進、滞在環境の向上、地域情報の発信などに資する「アート作品等」についても道路占用が可能です。

彫刻、モニュメント、ベンチアート、アートサイン、路面アートなどのアート作品等は、道路法施行令第16条の3に明示されていませんが、歩行者利便の増進に寄与する施設として取り扱うことができます。

実際に全国では、歩きたくなるみちづくりや地域の魅力発信、交流の創出などを目的とした、アート作品等の設置事例がみられます。アート作品等の占用にあたっては、「それが歩行者利便の増進にどのような効果をもたらすか」という観点で、その機能や役割などを総合的に判断しながら進めることが大切です。

○アート作品等を歩行者利便増進施設等として判断する際のポイント

アート作品等は、歩行者利便の増進に資するものであれば、ほこみち制度を活用して道路占用することができます。その際、歩行者利便の効果や道路空間との調和などの観点から、以下がポイントとなります。

- ・歩行者利便の増進との関係（不特定多数の利用者に対して）
- ・回遊性・滞在性向上への寄与
- ・地域の魅力やエリア価値の向上、景観形成や地域らしさの創出への寄与
- ・安全性や通行空間の確保
- ・維持管理体制の明確性
- ・地域関係者の理解・合意

これらは、アート作品等に限らず、歩行者利便増進施設等全般に共通する観点であり、計画との整合や利用者への効果、維持管理の見通しなどを総合的に勘案しながら、導入が進められています。

所在地	路線名	歩行者利便増進施設等の内容	道路法施行令第16条の3 該当項目	頁
東京都 港区内	一般国道1号	モニュメント	第2号	5
東京都 調布市内	市道S56(旧南14)号線	線路跡の名残を感じられる レールや砂利を配置、まちの 風景画を用いた看板・サイン	第1号	5
福井県 敦賀市内	一般国道8号	地元アーティストによるベンチ アート	第1号	6
山口県 宇部市内	市道常盤通り宇部新川駅線	彫刻	第1号	6

○歩行者利便増進施設等の設置状況



道路管理者 提供

○諸元

※令和8年6月末時点の情報を基に作成

路 線 名	一般国道1号		
道路管理者	国土交通省 関東地方整備局	路 線 指 定 日	令和7年10月10日
設置物概要	虎ノ門ヒルズ内のパブリックアート配置コンセプトによる常設のモニュメント		

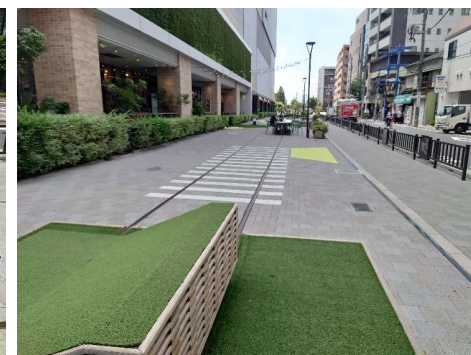
○道路法施行令上で解釈した歩行者利便増進施設等

- ✓ ベンチ、街灯その他これらに類する工作物で歩行者の利便の増進に資するもの（第2号）

○適用の考え方

- ✓ アート作品の設置は、歩行者にとって居心地が良く歩きたくなる空間の創出（＝歩行者の利便の増進）に繋がる。

○歩行者利便増進施設等の設置状況



道路管理者 提供

○諸元

※令和8年6月末時点の情報を基に作成

路 線 名	市道S56(旧南14)号線		
道路管理者	調布市	路 線 指 定 日	令和5年7月21日
設置物概要	過去・現在・未来、鉄道と共に暮らしてきた調布の風景を描いた看板等を作成。線路跡の名残を感じられるよう実物のレールや砂利を配置		

○道路法施行令上で解釈した歩行者利便増進施設等

- ✓ 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの（第1号）

○適用の考え方

- ✓ 看板をアートで彩り、歩行者利便増進誘導区域内のマップを配置した。



○歩行者利便増進施設等の設置状況



道路管理者 提供

○諸元

※令和8年6月末時点の情報を基に作成

路 線 名	一般国道8号		
道路管理者	国土交通省 近畿地方整備局	路 線 指 定 日	令和4年4月1日
設置物概要	地元のアーティストと連携し、常設のベンチアートを設置		

○道路法施行令上で解釈した歩行者利便増進施設等

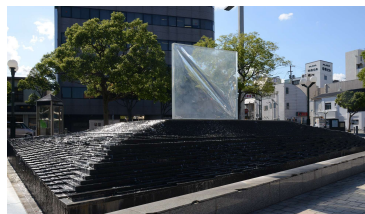
- ✓ 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの（第1号）

○適用の考え方

- ✓ 地名が明記されており、街のシンボル（広告塔）となり得るため、上記のように判断した。



○歩行者利便増進施設等の設置状況



道路管理者 提供

○諸元

※令和8年6月末時点の情報を基に作成

路 線 名	市道常盤通り宇部新川駅線		
道路管理者	宇部市	路 線 指 定 日	令和3年4月1日
設置物概要	彫刻。「うべ市街地彫刻ウォーキングマップ」として、ほこみち路線を含む市内約200点もの彫刻を掲載		

○道路法施行令上で解釈した歩行者利便増進施設等

- ✓ 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの（第1号）

○適用の考え方

- ✓ 街角や公園等に彫刻を設置することにより、市民生活にゆとりとおいを提供するとともに、市民の皆さんに身近に芸術作品にふれていただき、豊かな人間性と市民文化を育むまちづくりを推進するために彫刻を設置している。